

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 6 年 10 月版	(旧) 令和 5 年 10 月版	
<p data-bbox="219 394 1249 443">札幌市土木設計業務共通仕様書の改定について</p> <p data-bbox="332 510 1136 552">令和 6 年 10 月 単価使用の委託業務から適用</p> <p data-bbox="477 1335 988 1371">～本仕様書を使用される皆様へ～</p> <p data-bbox="219 1455 1270 1608">本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」（下記アドレス参照）で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。</p> <p data-bbox="181 1692 1270 1728">http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/osirase/osirase.html</p>	<p data-bbox="1412 394 2442 443">札幌市土木設計業務共通仕様書の改定について</p> <p data-bbox="1525 510 2329 552">令和 5 年 10 月 単価使用の委託業務から適用</p> <p data-bbox="1670 1335 2181 1371">～本仕様書を使用される皆様へ～</p> <p data-bbox="1412 1455 2463 1608">本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」（下記アドレス参照）で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。</p> <p data-bbox="1374 1692 2463 1728">http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/osirase/osirase.html</p>	

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 6 年 10 月版	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
<p>第 1 章 総則・一般</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1～26. (省略)</p> <p>27. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>なお、電子納品を行う場合は、別途担当職員と協議するものとする。</p> <p>28～34. (省略)</p> <p>1-32 履行報告</p> <p>受託者は、契約約款第 14 条の規定に基づき、履行状況を別に定める「業務スケジュール管理表」（様式第 1-7 号）に基づき作成し、担当職員に毎月提出するものとする。</p> <p>また、測量、調査等関連業務を含む複合業務においても、「業務スケジュール管理表」に測量、調査等関連業務の履行状況を記載し、担当職員に提出するものとする。</p> <p>なお、業務内容により、日々の履行状況報告が適切な業務においては、受託者、委託者の協議により、「委託業務月報」（様式第 1-1 号）に基づき作成し、担当職員に毎月提出するものとする。</p> <p>1-48 個人情報の取扱い</p> <p>1. 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは棄損の防止その他の個人情報の適切な管理</p>	<p>第 1 章 総則・一般</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1～26. (省略)</p> <p>27. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>なお、電子納品を行う場合は、別途担当職員と協議するものとする。</p> <p>28～34. (省略)</p> <p>1-32 履行報告</p> <p>受託者は、契約約款第 14 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式（様式第 1-1 号）に基づき作成し、担当職員に提出するものとする。</p> <p>1-48 個人情報の取扱い</p> <p>1. 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、個人</p>	<p></p> <p>文言の追加</p> <p>取扱いの変更</p>

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 6 年 10 月版	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
<p>のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～11. (省略)</p> <p>1-51 ワンデーレスポンス・ウィークリースタンスの取組</p> <p>1. 受託者・委託者間の意思確認に伴う作業の遅延を抑制するため、作業円滑化(ワンデーレスポンス)の取組に努めるものとし、緊急時等のやむを得ない場合を除き、以下の対応を基本とする。なお、取組の趣旨を理解して柔軟な対応を行うこととする。</p> <p>(1) 受託者(主任設計者等)の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議の際は、状況把握ができる資料による報告と回答期限を伝える。 ・ 急な案件が生じないよう、担当職員への事前の情報提供などの工夫を行う。 ・ 担当職員から協議に関する資料提供の依頼があった場合は、速やかに対応を行う。 <p>(2) 委託者(担当職員等)の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託者から協議があった場合は、基本的には「その日のうち」もしくは「受託者が希望する期限まで」に回答する。 ・ 希望する期限までに回答できない場合は、回答可能な期日を伝える。 ・ 予告していた回答期限を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受託者へ新たな回答期限を伝える。 <p>2. 受託者・委託者双方の「時間外労働の縮減」及び「休日確保」など労働環境の改善を推進するため、労働環境改善(ウィークリースタンス)の取組に努めるものとする。緊急時等のやむを得ない場合を除き、以下の対応を基本とする。なお、対応にあたっては取組の趣旨を理解して柔軟な対応を行うこととする。</p> <p>(1) 作業等の依頼に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務時間外の対応を依頼しない。 ・ 依頼期限は、休日明けを避けるとともに、十分な対応期間を確保する。 	<p>人情情報の漏えい、滅失、改ざんまたは棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～11. (省略)</p>	<p>備考</p> <p>文書追加</p>

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 6 年 10 月版	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
<p>(2) 打合せに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一堂に会した打合せが必要な場合以外は、WEB 会議を積極的に活用する。 ・ 昼休みや終業間際の打合せを行わない。 ・ 移動時間等も含め、昼休みや業務時間外に掛からない時刻を設定する。 <p>1-52 法定外の労災保険の付保</p> <p>1. 受託者は、現場作業に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。</p> <p>2. 「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等またはその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。</p> <p>3. 受託者は、履行期間を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外の労災保険」）を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、業務着手の前に締結すること。</p> <p>4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写しを、業務着手の前に、担当職員へ提出しなければならない。</p> <p>5. 契約約款第 2 4 条に基づき履行期間を変更したことにより、履行期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写しを、担当職員へ提出しなければならない。</p> <p>6. 委託者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。</p>	<p>1-51 法定外の労災保険の付保</p> <p>1. 受託者は、現場作業に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。</p> <p>2. 「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等またはその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。</p> <p>3. 受託者は、履行期間を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外の労災保険」）を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、業務着手の前に締結すること。</p> <p>4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務着手の前に、担当職員へ提出しなければならない。</p> <p>5. 契約約款第 2 4 条に基づき履行期間を変更したことにより、履行期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、担当職員へ提出しなければならない。</p> <p>6. 委託者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。</p>	<p>備考</p> <p>項目番号の変更</p> <p>取扱いの変更</p>

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版					(旧) 令和5年10月版					備考		
第2章 道路部門					第2章 道路部門					諸基準類との整合		
2-3 道路設計					2-3 道路設計							
2-3-19 道路設計の成果品					2-3-19 道路設計の成果品							
表2-1 道路設計成果品一覧表(2)					表2-1 道路設計成果品一覧表(2)							
設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要	設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要			
道路予備設計(B)及び道路予備修正設計(B)	平面設計	一般路線図	1/25,000~1/50,000	市販地図等	道路予備設計(B)及び道路予備修正設計(B)	平面設計	一般路線図	1/25,000~1/50,000	市販地図等			
		一般平面図	1/1,000	着色			一般平面図	1/1,000	着色			
	縦断設計	縦断図	V=1/100~1/200 H=1/1,000			縦断設計	縦断図	V=1/100~1/200 H=1/1,000				
		横断設計	標準横断図	1/100~1/200				横断設計	標準横断図		1/100~1/200	
			横断面図	1/100~1/200			用地幅杭位置記入		横断面図		1/100~1/200	用地幅杭位置記入
	土積図	適宜		土積図		適宜						
	構造物設計	一般図	1/200~1/500			構造物設計	一般図	1/200~1/500				
	用排水設計	用排水系統図	1/1,000			用排水設計	用排水系統図	1/1,000				
		流量計算書	-				流量計算書	-				
	概算工事費	数量計算書	-	用地補償の数量含む		概算工事費	数量計算書	-	用地補償の数量含む			
概算工事費		-		概算工事費	-							
報告書	報告書	-	用地幅杭調書を含む	報告書	報告書	-	用地幅杭調書を含む					
道路詳細設計	平面設計	路線図	1/25,000~1/50,000	市販地図等	道路詳細設計	平面設計	路線図	1/25,000~1/50,000	市販地図等			
		平面図	1/500または1/1,000	着色			平面図	1/500または1/1,000	着色			
	縦断設計	縦断図	V=1/100~200 H=1/500~1,000	地形条件等、必要に応じて縮尺を変更可 V=1:100, H=1:1000等		縦断設計	縦断図	V=1/100・V=1/100 H=1/500・H=1/1,000				
		横断設計	標準横断図	1/100~1/200				横断設計	標準横断図		1/100~1/200	
			横断面図	1/100~1/200					横断面図		1/100~1/200	
	土積図	適宜		土積図		適宜						
	構造物設計	詳細図	適宜			構造物設計	詳細図	適宜				
	仮設構造物設計	仮設工詳細図	適宜			仮設構造物設計	仮設工詳細図	適宜				
	用排水設計	用排水系統図	1/500または1/1,000			用排水設計	用排水系統図	1/500または1/1,000				
		詳細図	適宜	特殊形状			詳細図	適宜	特殊形状			
流量計算書	流量計算書	-		流量計算書	流量計算書	-						
数量計算	数量計算書	-		数量計算	数量計算書	-						
報告書	報告書	-		報告書	報告書	-						

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 6 年 10 月版	(旧) 令和 5 年 10 月版	備考
<p>第 3 章 河川部門</p> <p>3-10 設計に当たって使用する図書</p> <p>1. 「河川事業実務要領」(社団法人北海道土木協会 平成 26 年 3 月発行)によるものとする。</p> <p>2. 「河川事業設計要領」(北海道建設部土木局河川課 令和 5 年 4 月改訂)によるものとする。</p> <p>3. 流域貯留施設詳細設計にあつては、下記によるものとする。</p> <p>(1) 増補改定流域貯留施設等技術指針(案)(社団法人雨水貯留浸透技術協会)</p> <p>(2) 校地造成設計指針(札幌市教育委員会)</p> <p>(3) 札幌市土木工事標準図集</p> <p>(4) 札幌市造園工事標準図集</p> <p>(5) 札幌市下水道標準図</p> <p>4. 第 1 項及び第 2 項に示す図書が改訂されている場合は、その適用について担当職員と協議するものとする。</p>	<p>第 3 章 河川部門</p> <p>3-10 設計に当たって使用する図書</p> <p>1. 「河川事業実務要領」(社団法人北海道土木協会 平成 18年9月発行)によるものとする。</p> <p>2. 「河川事業設計要領」(北海道建設部土木局河川課 平成 31年 4 月改訂)によるものとする。</p> <p>3. 流域貯留施設詳細設計にあつては、下記によるものとする。</p> <p>(1) 増補改定流域貯留施設等技術指針(案)(社団法人雨水貯留浸透技術協会)</p> <p>(2) 校地造成設計指針(札幌市教育委員会)</p> <p>(3) 札幌市土木工事標準図集</p> <p>(4) 札幌市造園工事標準図集</p> <p>(5) 札幌市下水道標準図</p> <p>4. 第 1 項及び第 2 項に示す図書が改訂されている場合は、その適用について担当職員と協議するものとする。</p>	<p>諸基準類との整合</p>

